

原規規発第 1907052 号
令和元年 7 月 5 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（核燃料施設等監視担当） 金城 慎司

令和元年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の変更
について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 5 条の 18 第 5 項の規定に基づく令和元年度保安検査について、原子力規制委員会は、別紙のとおり変更することといたしました。

つきましては、検査を実施する貴事業所に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

原規規発第 1907052 号
令和元年 7 月 5 日

令和元年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の変更について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 51 条の 18 第 5 項の規定に基づき、第二種廃棄物埋設事業者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（令和元年度保安検査）について、別添のとおり変更することとする。

(別添)

1. 検査実施場所

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所（廃棄物埋設施設）

2. 検査実施時期

(1) 第2四半期：7月～9月（このうちの10週間程度）

(2) 第4四半期：1月～3月（このうちの10週間程度）

3. 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所職員 他

4. 検査項目

令和元年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。

(1) 基本検査で実施する保安検査の内容

①保全の実施状況

・保守管理

(2) 追加検査で実施する保安検査の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（使用施設）の平成30年度第4回保安検査において、保安規定違反が確認された「プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染」（法令報告事象）を踏まえ、追加検査を実施する。